

農地の権利移動・借賃等調査の手引き  
経営局農地政策課

令和 2 年 4 月

**農林水産省**

# 目 次

## I 農地の権利移動・借賃等調査の手引き

1	調査の目的	1
2	調査の実施体制	1
3	調査の期間等	1
4	調査項目等	1
(1)	耕作目的の権利の設定・移転等	1
(2)	貸借の終了	2
(3)	農地等の転用	3
5	調査の手順等	5
(1)	調査に必要な情報の収集	5
(2)	情報の収集における留意事項	5
6	取りまとめデータ（保存ファイル）の形式	6
7	取りまとめデータ（保存ファイル）作成の基本事項等	6
8	項目ごとの入力要領	7
(1)	共通事項	7
(2)	耕作目的の権利の設定・移転等	10
(3)	貸借の終了	12
(4)	農地等の転用	14
9	取りまとめデータ（保存ファイル）の関係機関への提供と結果の公表	18
10	関係書類等の保存	18

## II 農地の権利移動・借賃等調査に関するQ&A

農地の権利移動・借賃等調査に関するQ&A	19
----------------------	----

## III 参考資料

1	農地の権利移動・借賃等調査の流れ	25
2	入力補助表（様式1～3）	26
3	入力コード表（1～6）	29
4	入力補助表記入例（様式1～3）	35

# I 農地の権利移動・借賃等調査の 手 引 き

## 農地の権利移動・借賃等調査の手引き

### 1 調査の目的

本調査は、農地法（昭和27年法律第229号）第52条に基づき、農業委員会が農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の権利移動及び転用の状況等について、その面積、動向等の基礎的な情報を収集、整理、分析することを目的として実施するものです。

### 2 調査の実施体制

農業委員会は、都道府県の農地主管課等や地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課（北海道にあっては農林水産省経営局農地政策課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部経営課）と緊密な連絡をとりつつ、国、都道府県の関係部局、市町村、関係農業団体等の協力を得て、調査を実施します。

なお、調査に当たっては、「農地権利移動・借賃等調査システム」（以下「システム」といいます。）を活用し、情報の整理等を行います。

### 3 調査の期間等

- (1) 調査は、1月1日から12月31日までの1年間（暦年）を対象として行います。
- (2) 農地法に基づく許可・届出・通知等に係る権利移動等の調査時点は、原則としてその権利移動に関する処分（許可）又は受理が行われた時点とします。したがって、調査年の12月に許可申請がなされたものでも、その許可が翌年になった場合は、翌年の権利移動として取り扱います。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第18条に規定する農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」といいます。）第18条に規定する農用地利用配分計画に係る権利移動等の調査時点は、原則として、農用地等の権利移動については、当該計画の公告（基盤強化法第19条、機構法第18条第5項）が行われた時点、農用地利用集積計画に係る利用権の終了及び農用地利用配分計画に係る賃借権及び使用貸借による権利の終了については、当該権利の終了の時点とします。
- (4) 農地法第4条及び第5条の許可・届出・協議該当以外の農地転用に関する調査時点は、権利の設定又は移転の時点とします。
- (5) 調査年内に市町村合併・編入等が行われた場合は、合併等の月日にかかわらず、全て調査年の1月1日に合併したとみなして新市町村で入力を行うこととします。

### 4 調査項目等

本調査でとりまとめる主な調査項目、調査の方法（照会先等）及び調査時点は次のとおりです。

#### (1) 耕作目的の権利の設定・移転等

調査項目	対象地目	調査の方法(照会先等)	調査時点
○農地法第3条に基づく所有権移転 ①所有権耕作地所有権移転（有償）	農地・採草	農業委員会	許可日、届出

②所有権耕作地所有権移転（無償） ③所有権以外耕作地所有権移転	放牧地		受理日
○農地法第3条に基づく所有権以外の権利の設定・移転 ①賃借権の設定・移転 ②使用貸借による権利の設定・移転 ③農業経営の受委託 ④その他の権利の設定	農地・採草 放牧地	農業委員会	許可日、届出 受理日
○農地法第37条～40条、41条に基づく権利の設定・移転 ①第37条～40条による農地中間管理権の設定 ②第41条による利用権の設定	農地	都道府県	裁定の公告日
○基盤強化法に基づく所有権移転 ①所有権耕作地所有権移転（有償） ②所有権耕作地所有権移転（無償） ③所有権以外耕作地所有権移転	農地・採草 放牧地	市町村 農業委員会	農用地利用集 積計画公告日
○基盤強化法に基づく利用権の設定・移転 ①賃借権の設定・移転 ②使用貸借による権利の設定・移転 ③農業経営の受委託	農地・採草 放牧地	市町村 農業委員会	農用地利用集 積計画公告日
○基盤強化法に基づく混牧林地及び開発農用地（未墾地）等の権利移動	農地・採草 放牧地以外の 土地	市町村 農業委員会	農用地利用集 積計画公告日
○機構法に基づく賃借権又は使用貸借による権利の設定・移転 ①賃借権の設定・移転 ②使用貸借による権利の設定・移転	農地・採草 放牧地	都道府県 農業委員会	農用地利用配 分計画認可公 告日
○機構法に基づく混牧林地等の権利移動	農地・採草 放牧地以外の 土地	都道府県 農業委員会	農用地利用配 分計画認可公 告日
○農地法第43条に基づく農作物栽培高度化施設の届出	農地・採草 放牧地	農業委員会	届出受理日

(注) 以下に該当するものは調査対象外とします。

- 1 農地法第3条第1項第1号から第16号（3～4号、7号、7号の2、12～13号、14号の2号を除きます。）に規定する許可を必要としない農地等の権利移動
- 2 農地法第3条第2項ただし書に規定する民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定・移転

## (2) 貸借の終了

調査項目	対象地目	調査の方法(照会先等)	調査時点
○賃借権及び使用貸借の許可等の取消し ①農地法第3条の2に基づく許可の取消し	農地・採草 放牧地	農業委員会	許可の取消日

②基盤強化法第20条の2に基づく農用地利用集積計画の取消し		市町村	農用地利用集積計画の取消日
○農地法第18条に基づく賃貸借の解約等の許可	農地・採草放牧地	都道府県	許可日
○農地法第18条に基づく賃貸借の解約等の通知 ①解約の申入れ、合意による解約又は更新しない旨の通知に係る農業委員会への通知 ②賃貸借の解除に係る農業委員会への届出 ③農地中間管理事業の賃貸借解除の都道府県知事承認	農地・採草放牧地	農業委員会  都道府県	通知・届出受理日及び承認日
○基盤強化法に基づく利用権の終了 ①賃借権の終了 ②使用貸借による権利の終了 ③農業経営の受委託による権利の終了	農地	市町村 農業委員会	農用地利用集積計画記載の利用権存続期間（終期）
○機構法に基づく賃借権又は使用貸借による権利の終了 ①賃借権の終了 ②使用貸借による権利の終了	農地	都道府県 農業委員会	農用地利用配分計画記載の賃借権又は使用貸借による権利の存続期間（終期）

(注) 以下に該当するものは調査対象外とします。

- 1 農用地利用集積計画の公告に係る採草放牧地の利用権の終了の状況
- 2 農用地利用配分計画の公告に係る採草放牧地の賃借権又は使用貸借による権利の終了の状況

### (3) 農地等の転用

調査項目	対象地目	調査の方法(照会先等)	調査時点
○農地法第4条及び第5条に基づく転用の許可	農地・採草放牧地	都道府県 市町村 地方農政局等	許可日
○農地法第4条及び第5条に基づく転用の届出	農地・採草放牧地	農業委員会	届出受理日
○農地法第4条及び第5条に基づく農地転用の法定協議 (法4-8、法5-4)	農地・採草放牧地	都道府県 市町村 地方農政局等	協議成立日
○農地法第4条及び第5条の許可・届出・法定協議以外の転用 ①国の転用 (法4-1-2、法5-1-1)	農地	国の出先機関 都道府県 市町村	用地売買等の本契約日

②都道府県の転用 (法4-1-2、法5-1-1)	農地	都道府県 市町村	用地売買等の 本契約日
③指定市町村の転用 (法4-1-2、法5-1-1)	農地	市町村	用地売買等の 本契約日
④特定農山村法・農山漁村活性化法に よるもの(法4-1-4・5、法5-1-3・4)	農地	市町村	所有権移転等 促進計画の公 告日
⑤土地収用法等によって収用・使用し たもの(法4-1-6、法5-1-5)	農地	国の出先機関 都道府県 市町村	収用又は使用 の決済日
⑥2アール未満の農業用施設等 (則29-1)	農地	農業委員会	転用事実の発 生日
⑦国の貸付・売却に係るもの (則29-2・3、則53-1～3)	農地	都道府県 地方農政局等	貸付通知書又 は売払通知書 公布日、貸付 契約書又は売 買契約書
⑧土地改良事業によるもの (則29-4、53-4)	農地	土地改良担当課	
⑨市町村等による道水路、堤防、ため 池等(則29-6、則53-5)	農地	市町村	用地売買等の 本契約日
⑩非農地証明・現況証明等によるもの	農地	都道府県、農業委員会	
⑪その他			
ア 土地区画整理事業による道路、 公園等の公共施設(則29-5)	農地	都道府県 市町村	仮換地の指定 効力発生日
イ 地方道路公社、(独)鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構等による道 路、線路等 (則29-7、9、10、15、則53-6、8、9、13)	農地	公社等事業事務所	用地売買等の 本契約日
ウ (独)水資源機構によるダム、堤 防、ため池等(則29-8、則53-7)	農地	機構事業事務所	用地売買等の 本契約日
エ 都市計画事業の施行者による転 用 (則29-12、則53-10)	農地	国の出先機関 都道府県 市町村	用地買取通知 日
オ 電気事業者による送電用電気工 作物敷地等 (則29-13、則53-11)	農地	電気事業者	用地売買等の 本契約日
カ 市町村、(独)都市再生機構等に よる市街化区域内農地の転用 (則29-14、則53-12)	農地	市町村 機構等事業事務所	用地売買等の 本契約日
キ 認定電気通信事業 (則29-16、則53-14)	農地	認定電気通信事業者	用地売買等の 本契約日
ク ガス事業者 (則29-18、則53-17)	農地	ガス事業者	用地売買等の 本契約日
ケ その他 (則29-17、則53-15、16)	農地	農業委員会等	転用事実の把 握日又は用地 売買等契約の 本契約日
○基盤強化法に基づく農用地の農業施設 用地転用	農地・採草 放牧地	市町村 農業委員会	農用地利用集 積計画公告日

## 5 調査の手順等

### (1) 調査に必要な情報の収集

調査に必要な情報は、以下の資料等により、権利移動等の1件ごとに収集します。なお、単一の資料では記載事項が漏れていたり、必要な事項が把握されていない場合は、他の資料により補完することで、必要な情報をもれなく収集します。

- ① 許可申請書、意見書、進達書、許可書の控、届出書、通知書、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の各筆明細書、関係議事録等の基礎資料
- ② 農地台帳
- ③ 当事者からの聞き取りの結果、その他の資料等

特に、4の(1)の機構法に基づく賃借権又は使用貸借による権利の設定・移転については、本調査結果と「会計年度毎の実績である農用地利用配分計画で公告された件数及び面積のうち本調査の調査対象期間内の件数及び面積」と照合しなければならないものとします。

### (2) 情報の収集における留意事項

- ① 基盤強化法に基づく利用権及び機構法に基づく賃借権又は使用貸借による権利の終了

ア 本調査は、権利の種類ごとに、調査年の1年間に利用権等が終了した農地の状況について把握するものであることから、あらかじめ利用権等が終了する農地を農地台帳、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画によって、明らかにしておく必要があります（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第10の3の(4)の④を参照してください）。

イ 賃借権を中途解約したものについては、農地法第18条の規定による許可・通知の調査対象となります。

- ② 農地法第4条及び第5条許可・届出・協議以外の農地転用の把握

ア 農地の転用に関しては、その実態を全体的に把握する観点から、農地法第4条及び5条の許可・届出・協議以外のものも調査する必要があります。しかし、調査が許可書・届出書によらないため、調査漏れが生ずるおそれがあることから、農業委員会ごとに、その区域内で行われた転用について漏れが生じないように一つ一つの調査を正確に行う必要があります。調査に当たっては、4の(3)で示した調査項目ごとに関係機関への照会や許可書、証明書、通知書等によって把握するとともに、独自に情報収集を行います。

イ なお、農地法第4条及び第5条の許可・届出・協議以外の転用の把握に当たっては、アの関係機関への照会のみにとどめず、都道府県の土地利用・線引担当部局、市町村の都市計画・建設部局、その他の関係事業部局、税務担当課（税務担当課へは、転用に伴う地目の変更や所有権の移転が登記されれば、地方税法第382条に基づき、登記所から通知があり、土地課税台帳が訂正されます。）等の協力を得て、より正確に把握します。

ウ 無断転用、非農地証明・現況証明の取扱い

無断転用については、転用の事実が過去に遡るものであっても、無断転用農地等に関し、追認的に許可・届出又は非農地証明等の行政的な処理がなされた時点



をとらえて調査の対象とします。ただし、農地法第4条及び第5条の許可・届出・協議を了した転用事業の完了後に発行される事業完了証明のような非農地証明・現況証明は調査の対象から除くものとします。

エ 地目変更登記に係る登記官からの照会があった場合の取扱い

地目変更の登記について、登記官から照会があった場合、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（昭和56年8月28日け56構改B第1345号農林水産省構造改善局長通知）により、農業委員会が現地調査を行い、無断転用であることが判明した場合は、都道府県農地担当部局に報告し、原状回復命令を発する予定があるかどうかを確認し、その旨を登記官に対し、2週間以内に回答することになっています。

この場合、本調査においては、行政的処理が行われた時点において、判断することとし、農業委員会の回答が「原状回復命令を行わない」である場合には、その回答の時点において転用されたものとして扱うこととします。なお、農業委員会の回答が「原状回復命令を行う」である場合は、転用としては扱わないこととします。

オ 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」といいます。）第4に基づき非農地とされた時点をとらえて調査の対象とすることとします。

6 取りまとめデータ（保存ファイル）の形式

農業委員会が作成する取りまとめデータは、様式（「耕作目的の権利の設定・移転等」、「貸借の終了」、「農地等の転用」）ごとに、入力コード表に基づいて必要なデータを入力したCSV形式のファイルとします。

なお、取りまとめデータは、システムを活用して作成することとし、作成方法としては、大きく分けて以下の方法があります。

(1) システム上でデータ入力を行う方法

システムのデータ入力機能によりデータ入力を行います。

(2) システムにデータを取り込む方法

システムのデータ取込機能により、農地台帳システム等から出力されたCSV形式のファイル（取りまとめデータと同形式のもの）又はExcel形式の入力補助表ファイルに整理したデータをシステムのデータ取込機能により取込みます。

なお、(1)、(2)いずれの場合も、システムによるエラーチェックを行い、必要に応じてデータを修正の上、システムから取りまとめデータを出力します。

7 取りまとめデータ（保存ファイル）作成の基本事項等

取りまとめデータの作成は6のとおり複数の方法がありますが、7及び8については、6の(2)のExcel形式の入力補助表ファイルにデータ整理を行う方法について記載します。6の(1)のシステム上でデータ入力を行う方法については、別途配布するシステム操作手順書を参照してください。

(1) 取りまとめデータの作成は、収集した情報に基づき、権利移動の事案ごとに入力補助表様式1～3に、調査項目別に入力コード表1～6から該当コード番号又は数値を

入力することにより行います。なお、コード番号入力等の方法は次のとおりです。

- ① 共通事項の譲受人（借人）、譲渡人（貸人）、大字、小字、地番は、全半角の漢字・平仮名・カタカナ・数字での入力とします。なお、これらの情報は農業委員会で収集した情報の確認材料となることから、出来る限り入力します。
  - ② 整理番号及びコード番号等は半角数字で入力します。
  - ③ 入力する必要のない項目欄は、空欄とします。
- (2) 入力したコード番号、数値にミスがあれば、調査結果に大きな影響を及ぼすことから、入力後の点検は厳重に行います。特に面積については、基礎資料に基づく集計結果とつき合わせる等により、ケタ違い等の誤入力がないようにします。
- (3) 入力補助表の作成・点検及びシステムへの取込みは、毎週、毎月、隔月ごと等に行うなど事務が一時期に集中しないようにすることが望ましいと考えています。

## 8 項目ごとの入力要領

### (1) 共通事項

- ① 同一の許可申請書、農用地利用集積計画（農用地利用配分計画）の各筆明細に、所有権耕作地所有権移転と所有権以外耕作地所有権移転、あるいは賃借権と使用貸借による権利が含まれている場合等複数の権利種類がある場合は、同一の当事者同士の権利の設定・移転であってもそれぞれを1件として、「キ 適用法令」の区分ごとに整理番号を付けます。
- ② 様式1及び2は、筆ごとに1行（1レコード）としてデータを整理することとし、1件の事案に複数の筆がある場合、筆ごとに1から順番に筆通し番号を付けます（1筆の場合も、筆通し番号1を入力します。）。  
 なお、大字、小字、地番、区域区分・地目、面積、賃借料情報区分については、1件の事案でも筆ごとに異なりますが、その他の項目については1件の事案であれば全筆で同一のコードとなるため注意してください。
- ③ 様式3は、区域区分・地目ごとに1行（1レコード）としてデータを整理することとし、1件の事案が2以上の区域・地目にまたがる場合は、該当する区域区分・地目ごとに面積の大きなものから順に1から補助番号を付けます（2以上の区域区分・地目にまたがらない場合も1を入力します。）。補助番号2以上のものは、補助番号1の共通事項及び各区域区分・地目の状況を入力し、それ以外の項目は入力しないものとします。
- ④ 筆通し番号及び補助番号は必ず1から順番に入力し、数字の抜けがないようにします。

項目	入力要領	備考
ア 様式	様式番号を入力します。	
イ 調査年	調査年を入力します。 (例) 2018 (平成30) 年の場合は「 <del>30</del> 」又は「2018」と入力します。	
ウ 都道府県	該当する「統計に用いる標準地域コード」(総務省政策統括官(統計基準担当)の標準コード(以下「標準コード」といいます。))を入力します。 (例) 北海道→1 鹿児島県→46	

エ 振興局・郡等	該当する標準コードを入力します。 (例) 青森県東津軽郡→300 東京都特別区 →100 京都府京都市 →100 市部 →200	
オ 市区町村	該当する標準コードを入力します。 (例) 青森県東津軽郡平内町→301 東京都千代田区 →101 京都府京都市北区 →101 鹿児島県鹿児島市 →201	
カ 適用法令	該当するコード番号を入力します。	
キ 整理番号	「カ 適用法令」ごとに1から順番に入力します。 1 農地法に基づく許可・届出等を要する事案については、農業委員会又は都道府県の許可・受理等の処理の事案ごとに1件として、それぞれ整理番号を付けます。 2 基盤強化法に基づく利用権の設定等及び終了については、農用地利用集積計画の各筆明細に記入された当事者ごとに1件として、それぞれ整理番号を付けます。 3 機構法に基づく賃借権又は使用貸借による権利の設定等及び終了については、農用地利用配分計画の各筆明細に記入された当事者ごとに1件として、それぞれ整理番号を付けます。 4 農地法第4条及び第5条の許可・届出・協議及び基盤強化法によるもの以外の転用については、許可除外の該当条項、転用主体、用途が異なるごとに1件として、それぞれ整理番号を付けます。 (注) 整理番号は権利移動の件数を集計するために必要な項目です。様式1及び2については、1件の中に複数の筆がある場合は各筆の整理番号はすべて同一とし、「A 筆通し番号」を1から順に付けます。様式3については、1件の中に複数の区域区分・地目がある場合は各区域区分・地目の整理番号はすべて同一とし、補助番号を1から順に付けます。 5 同一市町村に複数の農業委員会がある場合、A農業委員会0001～、B農業委員会1001～、C農業委員会2001～等の整理番号を付け、整理番号の重複がないようにします。	
ク 許可・受理・協議 ・公告等年月日	許可・受理・協議・公告年月を入力します。 (例) 2018年4月1日 (平成30年4月1日) の場合 <del>「30.4.1」</del> 又は「2018.4.1」(半角英数、年月日をドットで区切ります。)	
ケ 譲受人(借人)		
コ 譲渡人(貸人)		
サ 権利の種類	1 該当するコード番号を入力します。 (1) 所有権耕作地とは、耕作の事業を行う者が所有権に基づいて、その事業に供している農地をいい、所有権以外耕作地とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいて、その事業に供している農地をいいます。 なお、次に掲げる農地は、本調査では所有権耕作地に含めます。また、所有権耕作地と所有権以外耕	

作地は、権利の設定・移転前の状態によって区別します。

① 農地法第3条の許可、基盤強化法及び機構法の手続きを得ていないため、無効とみなされる貸借又は売買に基づいて、所有者（世帯員等（住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいいます。以下同じです。）を含みます。）以外の者が耕作の事業を行っている農地（ヤミで貸していた農地の所有権移転の場合は、所有権耕作地所有権移転として取り扱います。）

② 農地法第18条の許可を受けて、賃借権が消滅した直後の農地（現に作付中の農地で収穫後まで土地の引き渡しが猶予されている農地も所有者の所有権耕作地として取り扱います。）

(2) 所有権耕作地の所有権移転（有償）とは、所有権耕作地を売買等によって、所有権移転するものが該当します。農地相互の交換、農地と農地以外のものとの交換、借金との相殺や所有権の出資など、たとえ現金の授受が無くても、何らかの形での対価、代償があるものは、全て有償の所有権移転とします。

(3) 所有権耕作地の所有権移転（無償）とは、所有権耕作地であるものを何らかの反対給付なしに所有権を移転するものが該当します。生前贈与、分家などへの親族間の贈与のほか、純粋な寄附も含みます。

(4) 所有権以外耕作地の所有権移転とは、所有権以外耕作地を賃借人等に所有権移転するものです。

(5) 賃借権設定（移転）とは、賃借権の設定（移転）によって、所有権以外耕作地になるもので、借賃の授受があります。

(6) 使用貸借による権利設定（移転）とは、使用貸借による権利の設定（移転）によって、所有権以外耕作地となるもので、賃借権と異なり、借賃の授受はありません。

~~(7) 期間借地とは、1作分の栽培期間のみ耕地を借り、収穫が終われば直ちに返還する形態のものです。~~

~~(8) 7) 地上権、永小作権とは、地上権、永小作権の設定によって、それぞれ地上権者、永小作権者の所有権以外耕作地になるもので、借賃の授受があります。~~

~~(9) 8) 質権とは、質権の設定によって、その質権の目的物である農地又は採草放牧地を質権者が耕作等の目的に使用及び収益する権利のことです。~~

~~(10) 9) 経営受委託とは、農業経営の委託を受けて、農地等に関する権利を取得するものです。この権利には、使用貸借による権利のほか、無名契約による使用収益権が含まれます。~~

~~(11) 10) その他の使用収益を目的とする権利とは、上記の各種権利以外、例えば、請負契約であっても、それが農地又は採草放牧地の使用及び収益を目的とする権利の設定・移転であるものをいいます。~~

~~(12) 11) 農地法第37～40条の遊休農地に対する農地中間管理権は賃借権、第41条の遊休農地を利用する権利はその他の使用収益を目的とする権利とします。~~

~~(13) 12) 様式2の農地法等による賃貸借とは、農地法第18条の対象となる賃貸借で基盤強化法及び機構法による賃貸借を除いたものであり、残存小作地、農地法第3条の許可を得た賃貸借が含まれます。~~

2 権利の設定・移転を伴う農地転用については、権利の種類についても把握することとします。

A 筆通し番号	1 件の中に複数の筆がある場合、それぞれの筆ごとに筆通し番号を1から順に付けます。	権利の設定・移転、貸借の終了の場合に入力します
C 大字 D 小字 E 地番	筆ごとに入力します。	権利の設定・移転、貸借の終了の場合に入力します
F 土地利用計画の区域区分・地目	<p>権利の設定・移転等の直前のものとし、現況で把握します。したがって、例えば登記簿の地目が田であっても現況が畑であれば、畑として取扱います。</p> <p>1 田とは、たん水設備（けい畔など）と、これに所要の用水を供給しうる設備（用水源、用水路）を有する耕地をいいます。なお、転作田、関東地方に見られる陸田も田に含まれます。</p> <p>2 畑とは、田以外の耕地のことです。樹園地、桑園は畑となります。</p> <p>3 採草放牧地とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農地法第2条第1項）をいいます。</p> <p>4 混牧林地とは、木材の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（基盤強化法第4条第1項第2号、機構法第2条第2項第2号）をいいます。</p> <p>5 開発農用地（未墾地）とは、開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地（基盤強化法第4条第1項第4号）をいいます。</p> <p>6 農用地区域とは農用地等として利用すべき土地の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号）をいいます。</p> <p>7 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項）をいいます。</p>	
G 面積（㎡）	入力単位は㎡とし、単位未満（㎡）は四捨五入し、四捨五入しても1㎡に満たない面積については、便宜上1㎡として入力します。	

## （2）耕作目的の権利の設定・移転等

### ① 農地法によるもの

許可・届出申請事案を1件として適用法令ごとに整理番号を付け、該当するコード番号、面積等を入力補助表に入力します。

### ② 基盤強化法によるもの

ア 農用地利用集積計画の各筆明細に記入された当事者ごとに1件とし、それぞれ公告順に整理番号を付けます。この場合、農用地利用集積計画の各筆明細には、農業用施設用地への転用目的での権利の設定・移転も含まれていることがあるので、利用目的や現況地目欄に注意し、転用目的の移動については除外して、入力補助表に入力します。

イ 利用権の設定・移転において同一の当事者であって、かつ、権利の形態が同一



であっても利用権の期間が異なるものがある場合には、その存続期間ごとに1件として整理番号を付けます。

③ 機構法によるもの

ア 農用地利用配分計画の各筆明細に記入された当事者ごとに1件とし、それぞれ公告順に整理番号を付けます。

イ 賃借権又は使用貸借による権利の設定・移転において同一の当事者であって、かつ、権利の形態が同一であっても権利の期間が異なるものがある場合には、その存続期間ごとに1件として整理番号を付けます。

④ 共有地の取扱い

ア 2人以上が共有で権利取得する場合

A・Bが同一世帯等、あるいは現に所有している農地を共同耕作している場合（共同経営体が農地を取得する場合）は1件として整理番号を付けます。また、今後新たに共同経営を営む（既所有地と併せて共同経営を営む場合と各個別経営は別々に耕作して、新たに別に共同経営を始める場合があります。）ため共同取得する場合も同様に1件として扱います。

単にその農地のみを共同耕作するだけで、それが共同経営とみなし得ない場合には、A・Bが分割取得したものとみなして処理します。この場合には、A・Bそれぞれの取得（2件）として整理番号を付け、取得面積は持分割合で分けてそれぞれに入力します。

イ 共有農地の権利の設定・移転の場合

権利の設定・移転をする共有農地が同一世帯等の共有であれば1件として整理番号を付けます。また、所有名義の如何に関わらず、現にその農地を経営している者が1人である場合、共有者が他の農地も含めて共同経営しているとか、共有農地について、ひとつの経営体となっている場合であれば1件とします。

2人以上がその農地についてのみ共同で耕作しているが、経営は別である場合は、その人数にあわせて整理番号を付け、共有持分割をそれぞれの設定・移転面積とします。

項目	入力要領	備考
1 農地法第3条第2項第5号(下限面積)不許可の例外該当の有無	1 不許可の例外として農地法施行令第2条第3項該当で許可されたものです。したがって、農地の取得者の取得前の経営面積が農地法第3条第2項第5号の下限面積（農業委員会が下限面積について、別段の面積を定めたときはその面積）を下回っていても、取得後、下限面積を上回るものは、不許可の例外には該当しません。 2 農地法第3条許可による権利の設定・移転以外の事案は空欄となります。	「カ 適用法令」が1の場合に入力します
2 農地法第3条第2項第1号、第2号、第4号不許可の例外該当の有無	1 不許可の例外として農地法施行令第2条第1項及び第2項該当で許可されたものです。 2 農地法第3条許可による権利の設定・移転以外の事案は空欄となります。	「カ 適用法令」が1の場合に入力します
3 貸借期間：始期 4 貸借期間：終期	1 貸借期間の始期、終期を入力します。 (例) 2018年4月1日(平成30年4月1日)の場合 <del>「30.4.1」</del> 又は「2018.4.1」(半角英数、年月日をドット	「サ 権利の種類」が4～12の場合

	で区切ります。) <ol style="list-style-type: none"> <li>2 利用権の再設定の場合は、新しく設定された貸借の始期（終期）を入力します。</li> <li>3 貸借権・使用貸借による権利の移転の場合は、移転の時期を始期として入力します。</li> <li>4 農地法第3条の許可で貸借の始期が不明の場合は、許可年月日を始期として入力します。</li> </ol>	合に入力します
5 貸借期間	貸借期間の始期と終期から自動計算されるため、入力する必要はありません。	
( 権利の設定・移転を受ける者(譲受人、借人) ) 6 個人・法人の別	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コード表に示されている5区分の中から、該当するコード番号を入力します。</li> <li>2 農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定する法人をいいます。</li> <li>3 農地中間管理機構とは、機構法第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）をいいます。</li> <li>4 農地利用集積円滑化団体とは、基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「円滑化団体」といいます。）をいいます。</li> </ol>	
7 法人の形態別	コード表に示されている10区分の中から、該当するコード番号を入力します。	「6個人・法人の別」が2～5の場合に入力します。
8 経営改善計画の認定の有無	基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）の場合は有とし、それ以外は無とします。 なお、同法第23条第4項に規定する特定農業法人も認定農業者とみなします。	
( 権利の設定・移転をする者(譲渡人、貸人) ) 9 個人・法人の別	「6 個人・法人の別」を参照してください。	
H 賃借料情報区分	<del>農地法第52条の規定により提供する賃借料情報の区分を決定し、区分名及びコード(任意の番号)を設定します。区分の決定については、運用通知第5の(1)を参照してください。</del>	
I 借賃等 (百円/10a)	入力単位は百円とし、単位未満(百円)は四捨五入して入力します。なお、賃借料を現物支給している場合は、地域で一般的に取引されている価格等を参考に換算した金額を借賃として入力します。	「サ 権利の種類」が4～6、10の場合に入力します

### (3) 貸借の終了

- ① 農地法第3条の2による許可の取消し及び基盤強化法第20条の2による農用地利用集積計画の取消し  
取消し事案を1件として整理番号を付け、入力補助表に入力します。
- ② 農地法第18条によるもの  
同一当事者にかかる許可・通知事案を1件として整理番号を付け、入力補助表に

入力します。

③ 利用権（機構法による賃借権又は使用貸借による権利を含みます。）の終了

ア 農地のみについて、終了した利用権の種類ごとに1件として、整理番号を付けます（利用権の終了とは、農用地利用集積計画等に記載された利用権の期間が終了したものをいいます）。

イ 利用権の終了後の農地の状況については、市町村（農業委員会）による利用権の再設定のための指導及び再設定の結果等（5の（2）の①参照）に基づき入力します。

ウ 再設定した場合には、該当コード番号を入力するほか、（2）の入力補助表と照合します。

項目	入力要領	備考
(返還する者(借人)) 21 個人・法人の別	(2)の「6 個人・法人の別」を参照してください。	
22 法人の形態別	(2)の「7 法人の形態別」を参照してください。	
(返還を受ける者(貸人)) 23 個人・法人の別	(2)の「6 個人・法人の別」を参照してください。	
24 許可・通知・取消しの根拠条項	1 取消しの場合は農地法第3条の2第2項又は基盤強化法第20条の2第2項の該当号のコードを入力します。 2 許可の場合は農地法第18条第2項の該当号のコード番号を入力します。該当号が複数ある場合は、号の数字の小さい方を優先し入力します。 (例) 該当号がかい廃目的の引上げ(2項2号相当)及びその他正当事由(2項6号相当)の場合 →かい廃目的の引上げ(2項2号相当)のコード番号16となります。 3 通知の場合は農地法第18条第1項の該当号のコード番号を入力します。	「カ 適用法令」が10～13の場合に入力します
25 基盤強化法による利用権の終了後の農地の状況	1 基盤強化法による利用権が終了した農地について、引き続き同法により利用権(再設定後の権利の種類及び相手方を変更する場合も含みます。)が同年中に設定されたものを同年中に設定したとします。 2 調査年に再設定されずに翌年に再設定されたもの又は調査年の翌年に再設定されることが明らかなものは、翌年に設定する予定とします(円滑化団体が管理している場合を含みます。) 3 新たに機構法により耕作者に貸付けたものは機構法により耕作者に貸付け、機構が管理しているものは機構が管理とします。	「カ 適用法令」が14の場合に入力します
26 機構法による貸借の終了後の農地の状況	1 機構法による貸借(賃借権又は使用貸借による権利)の終了した農地について、引き続き同法により貸借権(再設定後の権利の種類及び相手方を変更する場合も含みます。)が設定されたものを同年中に設定したとします。 2 調査年に再設定されずに翌年に再設定されたもの又は調査年の翌年に再設定されることが明らかなものは、翌年に設定する予定とします(機構が管理している場合を含みます。) 3 新たに基盤強化法により耕作者に貸付けたものは基	「カ 適用法令」が15の場合に入力します



盤強化法により耕作者に貸付け、円滑化団体が管理しているものは円滑化団体が管理とします。

(4) 農地等の転用

① 農地法第4、5条の許可・届出・協議によるもの

許可申請・届出・協議事案ごとに1件とし、適用法令ごとに整理番号を付け、入力補助表に入力します。

② 基盤強化法による農業施設用地転用

農用地利用集積計画の各筆明細に入力された当事者ごとに1件として、整理番号を付け、入力補助表に入力します。

③ 農地法第4、5条の許可・届出・協議以外の農地転用

許可又は届出のように1件ごとの書類がないので事案ごとでなくても良いですが、転用主体、用途、許可・届出・協議不要の該当条項が異なるごとに整理番号を付け、入力補助表に入力します。

④ 大臣転用の取扱い

~~地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課(北海道にあっては農林水産省経営局農地政策課、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課)が調査年の大臣転用について確認し、その内容を都道府県農地主管部署を通じ農業委員会へ連絡します。~~

⑤④ 大臣転用事案等で転用農地等が2市町村以上にまたがる場合の取扱い

転用農地等がまたがる2つ以上の市町村のうち、最も転用面積の大きい市町村のみ1件として、整理番号を付け、合計市町村分の面積を入力します。なお、当該事案の場合、事案の整理に誤りがないよう転用農地等がまたがる市町村間で連絡を密にする必要があります。

⑥⑤ 一時転用の取扱い

一時転用についても調査対象とし、一時転用したものをその後、永久転用とした場合にも再び調査対象とします。

項目	入力要領	備考
31 許可・届出・協議・公告と許可除外条項	<p>農地法第4条及び第5条の許可除外となる根拠条項のコード番号を入力しますが、法第4、5条の許可・届出・協議、基盤強化法に該当するものは許可・届出・協議・公告事案となるので留意する必要があります。</p> <p>1 土地収用法(昭和26年法律219号)等により収用又は使用したものは、土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地が実際に収用され、又は使用される場合が該当します。国や都道府県による転用、農地法施行規則第29条6号及び同第53条第5号によって農地法第4条及び第5条の許可・届出が不要となっている市町村等の転用で土地収用該当の事業(土地収用法第3条各号)に係る転用であっても、実際に土地収用等がなされたもの以外は、それぞれ、国の転用、都道府県の転用、市町村等による道水路、堤防、ため池等となります。</p> <p>2 非農地証明・現況証明等によるものとは、次のとおりです。</p> <p>① 無断転用事案が非農地証明、現況証明で処理された転用</p>	<p>コード番号が1の場合、「カ適用法令」は20～34となります</p> <p>コード番号が2～12の場合、「カ適用法令」は35となります</p> <p>コード番号が7の場合、「34転用主体」</p>

	<p>② 農地の耕作放棄→非農地化→非農地通知書、非農地証明・現況証明の発行などにより処理された転用ただし、非農地証明、現況証明には農地法第4号及び第5条許可・届出・協議による転用あるいは、農地法第4条及び第5条許可・届出・協議以外の転用事業について、転用完了後に発行される工事完了証明は含めません。</p>	は9となります
32 土地利用計画の区域区分（細区分）	<p>農地等が属する区域を入力します。転用農地等が2つ以上の区域に属する場合は転用農地等の面積が一番多い区域を入力します。</p> <p>1 市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域（都市計画法第7条第3項）をいいます。</p> <p>2 非線引きの用途地域とは、市街化区域と市街化調整区域の区分が定められていない都市計画区域であって、都市計画法第8条第1項1号の用途地域が設定されている区域をいいます。</p> <p>3 非線引きの都市計画区域（用途地域を除く。）とは、市街化区域と市街化調整区域の区分が定められていない都市計画区域であって非線引きの用途地域以外の区域をいいます。</p>	
33 転用に伴う農用地区域除外	農地等の転用を行うために、農用地区域からの除外を行った事案を有とし、それ以外は無とします。	
34 転用主体	<p>当該転用に係る事業主体を記入します。</p> <p>1 独立行政法人（全国規模）とは、特別の法律に基づいて設立された政府が出資等している法人で国の機関に準じる事業を行っているものです。（独）都市再生機構、（独）中小企業基盤整備機構、（独）水資源機構等が該当します。</p> <p>2 都道府県公社等とは、都道府県段階の公的機関のことであり、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方開発事業団等が該当します。</p> <p>3 市町村公社等とは、市町村段階の公的機関のことをいいます。</p> <p>4 1～7以外の法人（耕作の事業を行う法人を除く）とは、会社などの企業、学校法人、医療法人、生活協同組合などをいいます。 ここに該当するのは、一般的には法人格を持つものですが、必ずしも法人格を持たないものでも公民館、簡易水道などの用地を共同で組織的に転用する場合など、個人名の転用であっても、実態が恒久的な組織体として認められる団体もここに含めます。</p> <p>5 なお、農地転用は市町村が行うが、その転用農地を用いて施設を建設し、それを利用するのが国や県である場合は、市町村が転用し、それを県や国に直ちに寄附する場合を含めて市町村を転用主体とすることとします（ただし、市町村の転用が名目的である場合を除きます。）。 また、住宅供給公社や宅地造成業者が分譲目的で農地転用を行う場合には、その住宅用地を開発した公社や業者を転用主体とします。</p>	<p>コード番号が1の場合、「31 許可除外条項」は1、2、6となります</p> <p>コード番号が2の場合、「31 許可除外条項」は1、3、6となります</p>
35 用途	<p>1 農家住宅とは、農家（経営耕地面積が10a以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農産物販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいいます。）の住宅として建設されたものをいいます。また、農家が隠居用の離れを建築する場合は、生計が完全に分離する例を除いて農家住宅とします。</p>	コード番号が1の場合、「34 転用主体」は9となります

- 2 一般個人住宅とは、個別に建設された個人用の住宅をいいます。一戸建の貸家を時間的、場所的にバラバラに建てる場合には一般個人住宅に含めます。  
 なお、親（農家）が子のために住宅を建築するような場合、子が当該農家の行う耕作の事業に従事する又は農地が事前あるいは同時に分与され、兼業農家でも農家となる場合には農家住宅であり、耕作の事業に従事しない又は住宅だけで農地がない場合には一般個人住宅となります。
- 3 集団住宅その他とは、一般個人住宅以外のアパート、数戸建設の貸家、分譲宅地（分譲宅地の場合は、住宅建設は個々の建設となる）とします。
- 4 自己の住宅と数戸の貸家を同時に建設する場合は集団住宅その他としますが、自己の住宅の一部、又は2階等を貸間として利用する場合は、その主たる目的が自己の住宅として利用すると考えられるので一般個人住宅とします。
- 5 商業・サービス等用地とは、スーパーマーケット、百貨店、石油スタンド、店舗、事務所、劇場、映画館、ホテル、料理店等商業サービス業に属するものの用地とします。  
 なお、店舗付住宅については、商業経営を目的として建設し、それに住宅を併用している平屋又は2階建程度のものは商業・サービス等用地としますが、高層アパートの1階を店舗としているような下駄履き住宅は、住宅用地とします。
- 6 農地を採草放牧地にする場合は、その他分類不能・不明とします。  
 また、農地法の許可、届出を受けないで農地を耕作放棄等によって、原野にしたものは非農地証明等で処理される場合がありますので、その時点で調査対象とし、用途区分は植林とします。
- 7 太陽光パネル等再エネ発電設備は、その他の業務用地の再エネ発電設備とします。

コード番号が71～75の場合、「カ適用法令」は34、それ以外の場合、「カ適用法令」は20～33、35となります

(用途区分の事例)

事 案	用 途 区 分
①幼稚園用地	公的施設用地の学校用地 (11)
②独立の学校運動場	貸しグラウンドなどが主でない限り公的施設用地の学校用地 (11)
③デイケア施設（福祉施設）	公的施設用地の官公署・病院等公的施設 (14)
④民間の診療所	公的施設用地の官公署・病院等公的施設 (14)
⑤地域の集会所・公民館	公的施設用地の官公署・病院等公的施設 (14)
⑥防火水槽	公的な施設として設置されるものは、公的施設用地の官公署・病院等公的施設 (14) に区分し、私的な施設として設置されるものは、その他の業務用地のその他 (45)
⑦送電線鉄塔敷、変電所敷	工・鉱業（工場）用地 (21)
⑧生コン製造工場用地	工・鉱業（工場）用地 (21)

	<table border="1"> <tr> <td>⑨クリーニング工場</td> <td>商業・サービス等用地の店舗等施設 (31)</td> </tr> <tr> <td>⑩自動車修理工場用地</td> <td>商業・サービス等用地の流通業務等施設 (32)</td> </tr> <tr> <td>⑪ミニゴルフ場、ゴルフ練習場等</td> <td>商業・サービス等用地のゴルフ場 (33)</td> </tr> <tr> <td>⑫資材置場 製品置場用地</td> <td>その他の業務用地の駐車場・資材置場 (42)</td> </tr> <tr> <td>⑬駐車場</td> <td>自宅、会社、店舗等に付随（隣接）して転用される場合は、それぞれの用途に分類することとし、単独駐車場、貸駐車場等付随する建物等がない場合は、その他の業務用地の駐車場・資材置場 (42)</td> </tr> <tr> <td>⑭道路</td> <td>駐車場と同じ考え方により分類することとし、農家住宅等付随する建物等がない場合は、その他の業務用地のその他 (45)</td> </tr> <tr> <td>⑮墓地</td> <td>その他の業務用地のその他 (45)</td> </tr> <tr> <td>⑯携帯電話のアンテナ基地</td> <td>その他の業務用地のその他 (45)</td> </tr> <tr> <td>⑰廃品置場用地</td> <td>工場の敷地に併設されるものは、当該事業の用地区分に従って区分し、独立した廃品置場用地は、その他の業務用地のその他 (45)</td> </tr> <tr> <td>⑱多目的ダム用地</td> <td>その主たる目的によって区分するがその区分を決めかねる場合は、その他の業務用地のその他 (45)</td> </tr> <tr> <td>⑲残土処理場用地</td> <td>残土処理のその後の利用が明確なものは、その用途に区分し、分類不可能なものはその他の業務用地のその他 (45)</td> </tr> </table>	⑨クリーニング工場	商業・サービス等用地の店舗等施設 (31)	⑩自動車修理工場用地	商業・サービス等用地の流通業務等施設 (32)	⑪ミニゴルフ場、ゴルフ練習場等	商業・サービス等用地のゴルフ場 (33)	⑫資材置場 製品置場用地	その他の業務用地の駐車場・資材置場 (42)	⑬駐車場	自宅、会社、店舗等に付随（隣接）して転用される場合は、それぞれの用途に分類することとし、単独駐車場、貸駐車場等付随する建物等がない場合は、その他の業務用地の駐車場・資材置場 (42)	⑭道路	駐車場と同じ考え方により分類することとし、農家住宅等付随する建物等がない場合は、その他の業務用地のその他 (45)	⑮墓地	その他の業務用地のその他 (45)	⑯携帯電話のアンテナ基地	その他の業務用地のその他 (45)	⑰廃品置場用地	工場の敷地に併設されるものは、当該事業の用地区分に従って区分し、独立した廃品置場用地は、その他の業務用地のその他 (45)	⑱多目的ダム用地	その主たる目的によって区分するがその区分を決めかねる場合は、その他の業務用地のその他 (45)	⑲残土処理場用地	残土処理のその後の利用が明確なものは、その用途に区分し、分類不可能なものはその他の業務用地のその他 (45)	
⑨クリーニング工場	商業・サービス等用地の店舗等施設 (31)																							
⑩自動車修理工場用地	商業・サービス等用地の流通業務等施設 (32)																							
⑪ミニゴルフ場、ゴルフ練習場等	商業・サービス等用地のゴルフ場 (33)																							
⑫資材置場 製品置場用地	その他の業務用地の駐車場・資材置場 (42)																							
⑬駐車場	自宅、会社、店舗等に付随（隣接）して転用される場合は、それぞれの用途に分類することとし、単独駐車場、貸駐車場等付随する建物等がない場合は、その他の業務用地の駐車場・資材置場 (42)																							
⑭道路	駐車場と同じ考え方により分類することとし、農家住宅等付随する建物等がない場合は、その他の業務用地のその他 (45)																							
⑮墓地	その他の業務用地のその他 (45)																							
⑯携帯電話のアンテナ基地	その他の業務用地のその他 (45)																							
⑰廃品置場用地	工場の敷地に併設されるものは、当該事業の用地区分に従って区分し、独立した廃品置場用地は、その他の業務用地のその他 (45)																							
⑱多目的ダム用地	その主たる目的によって区分するがその区分を決めかねる場合は、その他の業務用地のその他 (45)																							
⑲残土処理場用地	残土処理のその後の利用が明確なものは、その用途に区分し、分類不可能なものはその他の業務用地のその他 (45)																							
36 一時転用の該当の有無	一時転用に該当する事案は有とし、それ以外は無とします。																							
37 農地の区分	<p>1 農地の区分とは、農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の法令に定められている許可基準（農地法関係事務に係る処理基準（平成12年6月1日付け構改B第404号農林水産事務次官依命通知）第6の4及び第7により許可基準の例によることとされている協議基準を含みます。）の農地区分のことです。</p> <p>2 1件の許可事案に複数の農地区分が存在する場合には、転用面積の割合が最も多い農地区分を入力します。また、転用面積の割合が同じ場合には、数字の小さいコード番号を農地区分として入力します。</p> <p>3 農地区分の判断時点は許可時とします。農業委員会の意見書に記載された区分と異なる場合があるので留意する必要があります。</p>	「カ 適用法令」が20～22、24～29、31～33の場合に入力します																						
38 優良農地の許可判断の根拠	<p>1 優良農地とは、農用地区域内にある農地及び集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地のことをいいます。</p> <p>2 許可判断の根拠が複数存在する場合には、数字の小さいコード番号を優良農地の許可判断根拠として入力します。</p>	「37 農地区分」が1、11～13、21～22の場合に入力します																						

B 補助番号	<p>1 件の中に複数の区域区分・地目がある場合は、それぞれの区分・地目ごとに面積の大きなものから順に1から補助番号を付けます。補助番号2以上のものについては、共通事項（コード表5）の項目のみ入力し、それ以外の項目は入力する必要はありません。</p> <p>(例) 1 件の中に農用地区域内の田 (500㎡) と畑 (100㎡) 及び市街化区域内の田 (200㎡) と畑 (400㎡) がある場合、補助番号は面積の大きい順に、  農用地区域内の田：1 市街化区域内の畑：<del>2</del>  市街化区域内の田：<del>3</del> 農用地区域内の畑：2-4  とします。</p>
--------	--

## 9 取りまとめデータ（保存ファイル）の関係機関への提供と結果の公表

(1) 農業委員会は、農林水産省から提供されたシステム等を活用し、取りまとめデータを作成し、調査翌年の5月末日までに都道府県農地主管部署を経由し地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課（北海道にあっては農林水産省経営局農地政策課、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課）に提供します。

なお、地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課は、調査翌年の6月末日までに経営局農地政策課へ提供します。

(2) 経営局農地政策課は、地方農政局経営・事業支援部、沖縄総合事務局農林水産部経営課及び北海道農地主管部署から提供された取りまとめデータに基づき、集計分析を行い、その結果の概要を公表するとともに、取りまとめデータの内容を紙面に表示したもの等を常時備え、これらの情報を行政機関、農業団体、試験研究機関等の求めに応じて提供することができます。

(3) 地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局においても、調査結果等を整備し、これらの情報を行政機関等の求めに応じて提供することができます。

(4) また、都道府県は、農業委員会から提供された取りまとめデータを複製・保管し、市町村別等の集計分析を行うほか、独自の集計分析等ができるものとし、それらの結果と農林水産省が公表した調査結果等を市町村、農業関係団体等の要請に応じて提供することができます。

(5) なお、次の各号に該当する場合は、データの提供をすることはできません。

- ① 情報提供の内容が、個人、法人又は団体の秘密に属する事項である場合
- ② その情報が統計上の目的以外に使用されるおそれがある場合
- ③ その情報を提供することにより、無用の混乱を招くおそれがある場合
- ④ その他、国又は都道府県が情報提供することが好ましくないと認めた場合

## 10 関係書類等の保存

(1) 農業委員会及び都道府県農地主管部署、地方農政局経営・事業支援部農地政策推進課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課は、取りまとめデータ及び集計分析した結果を5年間保存することとします。

(2) 経営局農地政策課は、北海道農地主管部署、地方農政局経営・事業支援部、内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課から提供された取りまとめデータ及び集計分析した結果を5年間保存することとします。

## Ⅱ 農地の権利移動・借賃等調査に 関する Q & A

**[耕作目的の権利の設定・移転等]**

- (問1) データを提供した後、許可等の処分の取消があった場合（農地法第3条の2及び基盤強化法第20条の2の規定に基づく許可等の取消しの場合を除く。）はどうするのですか。
- (問2) 基盤強化法による所有権移転において、公告後対価を支払わないため、計画が失効した場合の取扱いはどのようにすればよいのですか。
- (問3) 土地改良事業での一時利用指定地における耕作目的の権利移動は調査の対象になるのですか。
- (問4) 雑種地等を農業経営基盤強化促進事業により、農業用施設用地として利用権設定した場合の取扱いはどのようにすればよいのですか。
- (問5) 権利の種類欄には転貸がありませんが、農業経営基盤強化促進事業における転貸は設定としてよいのですか。
- (問6) 競売による所有権移転において譲渡人が不明の場合、譲渡人の個人・法人の別はどうするのですか。
- (問7) 賃借権設定時において期間が記載されていない場合、終期及び期間の取扱いはどうすればよいのですか。
- (問8) ほ場整備事業又は土地区画整理事業実施中で仮換地があった土地に権利の設定・移転等があった場合、面積欄は仮換地前か仮換地後の面積のどちらになるのですか。

**[貸借の終了]**

- (問9) 利用権の終了前に当該農地を賃借人に所有権移転する場合、あらかじめ賃貸借契約を合意解約した場合も解約とするのですか。
- (問10) 基盤強化法による賃借権（機構法による賃借権）を終了前に解約した場合の適用法令はどうなるのですか。
- (問11) 基盤強化法による利用権の終了（機構法による賃借権又は使用貸借による権利の終了）に際して一部分のみ再設定した場合、どのようにするのですか。

**[農地等の転用]**

- (問12) 転用許可後、事業承継等により、再許可した場合も調査対象となるのですか。
- (問13) 1件の転用事案で所有権移転と賃借権設定が同時になされる場合、権利の種類はどうするのですか。
- (問14) 1件の転用事案の中に永久転用と一時転用の両方がある場合、どのようにするのですか。
- (問15) 農地法第4条許可、競売等単独申請に係る農地法第5条許可の場合、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）はどうするのですか。

(問16) 転用許可後に計画が取りやめになった場合、本調査の対象となるのですか。

(問17) 許可除外事案の場合、転用に伴う農用地区域除外は無(2)としてよいのですか。

(問18) 解除条件付で農地を借り受けている法人が当該農地に2 a 未満の農業用施設を設置した場合、転用主体はどうすればよいのですか。

(問19) 無断転用の追認許可等で転用前の地目が不明の場合どうするのですか。



## 【耕作目的の権利の設定・移転等】

(問1) データを提供した後、許可等の処分の取消があった場合（農地法第3条の2及び基盤強化法第20条の2の規定に基づく許可等の取消しの場合を除く。）はどうするのですか。

(答)

調査年のデータを農林水産省(都道府県等経由)へ提供する前に許可処分等の取消があった場合は、調査対象から除外することとなります。なお、すでにデータを入力している場合は、当該データを削除することを忘れないようにしてください。

また、既に農林水産省等に提供した後、処分取消があった場合については、本省(都道府県等経由)に連絡し、該当データの削除が可能かどうか確認し、削除が不可能であれば、そのまま集計されてもやむを得ないものとします。

(問2) 基盤強化法による所有権移転において、公告後対価を支払わないため、計画が失効した場合の取扱いはどのようにすればよいのですか。

(答)

調査年内(1月～12月)に失効した場合はデータを削除し、調査の対象としません。調査年を超えて失効した場合(調査年の翌年)はデータを削除せず、そのまま集計されてもやむを得ないものとします。

(問3) 土地改良事業での一時利用指定地における耕作目的の権利移動は調査の対象になるのですか。

(答)

一時利用指定地における権利の設定・移転についても調査の対象とします(一時利用指定地にかかる権利取得についても農地法第3条の許可が必要です)。

なお、この場合の面積については、原則として従前地の面積を入力することとなります。

(問4) 雑種地等を農業経営基盤強化促進事業により、農業用施設用地として利用権設定した場合の取扱いはどのようにすればよいのですか。

(答)

利用権設定の対象が農地、採草放牧地、混牧林地、開発農用地(未墾地)以外の土地(雑種地等)は、本調査の対象となりません。

(問5) 権利の種類欄には転貸がありませんが、農業経営基盤強化促進事業における転貸は設定としてよいのですか。

(答)

農業経営基盤強化促進事業の転貸については、本調査の対象とはしません。

ただし、農地中間管理事業による農地中間管理機構からの転貸及び農地利用集積円滑化

事業による農地利用集積円滑化団体からの転貸は賃借権の設定とします。

なお、農地法に基づく転貸については、特に区分していないのですべて設定とします。

(問6) 競売による所有権移転において譲渡人が不明の場合、譲渡人の個人・法人の別はどうするのですか。

(答)

競売による所有権移転において、譲渡人の個人・法人の別は登記簿謄本、農地台帳等により調査の上入力することとなります。

(問7) 賃借権設定時において期間が記載されていない場合、終期及び期間の取扱いはどうすればよいのですか。

(答)

当事者の意思を確認して入力することとなりますが、確認できない場合は、例えば、

「いつでも返す」・・・・・・・・・・・・・・・・・・1年(終期は1年後)

「後継者が帰るまで」・・・・・・・・・・・・・・・・・・その時期までの期間

「返してもらつつもりはない」・・・・・・・・・・30年以上(終期は30年後)

等農業委員会等が貸借の状況から判断することとなります。

また、期間の定めのない貸借の移転についても同様の取扱いとなります。

(問8) ほ場整備事業又は土地区画整理事業実施中で仮換地があった土地に権利の設定・移転等があった場合、面積欄は仮換地前か仮換地後の面積のどちらになるのですか。

(答)

従前地(仮換地前)の面積を入力することとなります。

#### 【貸借の終了】

(問9) 利用権の終了前に当該農地を賃借人に所有権移転する場合、あらかじめ賃貸借契約を合意解約した場合も解約とするのですか。

(答)

このような事例は稀有ですが、賃貸借契約が解約されているので解約として取扱い、農地法第18条の通知事案とします。

(しかし、このような場合、一般的には賃貸借契約を解約せず所有権以外耕作地所有権移転として処理されます。)

(問10) 基盤強化法による賃借権（機構法による賃借権）を終了前に解約した場合の適用法令はどうなるのですか。

(答)

中途解約する場合は農地法第18条の手続きをとることとなり、適用法令は、農地法第18条（許可）（11）か農地法第18条（通知）（12）のいずれかとなります。

(問11) 基盤強化法による利用権の終了（機構法による賃借権又は使用貸借による権利の終了）に際して一部分のみ再設定した場合、どのようにするのですか。

(答)

再設定分と再設定しない分をそれぞれ一件として整理番号を付けて、整理することとなります。

#### 【農地等の転用】

(問12) 転用許可後、事業承継等により、再許可した場合も調査対象となるのですか。

(答)

再許可の場合も調査対象となります。この場合、既調査と重複してもやむを得ません。

(問13) 1件の転用事案で所有権移転と賃借権設定が同時になされる場合、権利の種類はどうするのですか。

(答)

所有権移転の部分と賃借権設定の部分に分けて、それぞれ1件として、整理番号を付けて入力します。

(問14) 1件の転用事案の中に永久転用と一時転用の両方がある場合、どのようにするのですか。

(答)

1件に複数の権利移転がある場合と同様に、恒久転用と一時転用の部分に分けて、それぞれ1件として、整理番号を付けて入力します。

(問15) 農地法第4条許可、競売等単独申請に係る農地法第5条許可の場合、譲受人（借人）、譲渡人（貸人）はどうするのですか。

(答)

農地法第4条許可の場合は、申請者を譲受人（借人）に入力します。

競売等単独申請に係る農地法第5条許可の場合は、譲受人（借人）に申請者を入力し、譲渡人（貸人）は空欄とします。

(問16) 転用許可後に計画が取りやめになった場合、本調査の対象となるのですか。

(答)

許可後に農地転用の計画が取りやめになった場合は、本調査の対象とはしません。

(問17) 許可除外事案の場合、転用に伴う農用地区域除外は無(2)としてよいのですか。

(答)

許可除外事案であっても転用に伴う農用地区域除外の有無の判断をすることとなります。例えば、県が公社施設用地として転用した場合に、当該転用に直接関連して当該地が農用地区域から除外された場合には有となります。

(問18) 解除条件付で農地を借り受けている法人が当該農地に2 a未満の農業用施設を設置した場合、転用主体はどうすればよいのですか。

(答)

転用主体は、農家(耕作の事業を行う法人を含む)(9)となります。

(問19) 無断転用の追認許可等で転用前の地目が不明の場合どうするのですか。

(答)

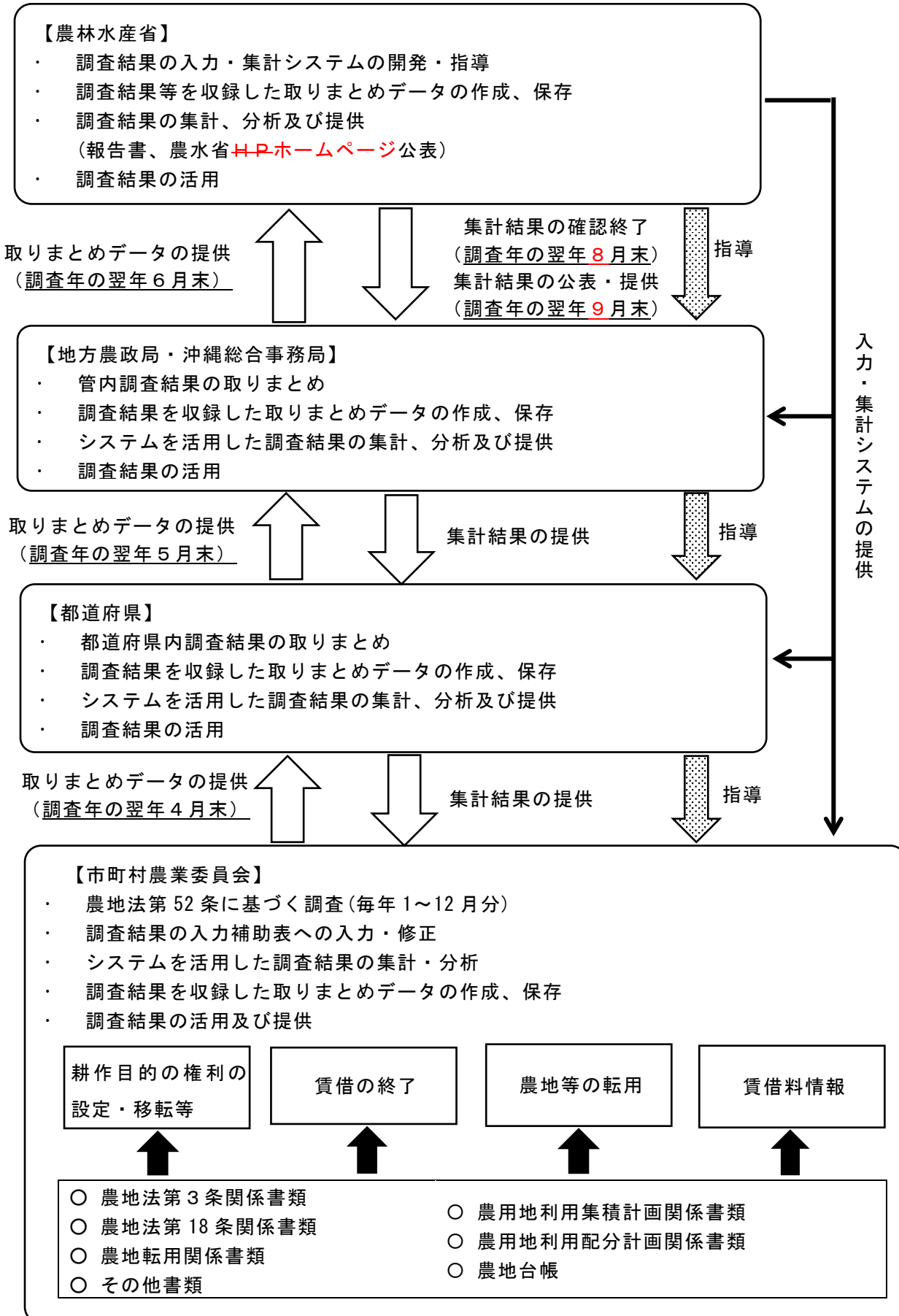
周囲の状況や関係者からの聞き取りを行い、可能な限り転用前の状況の把握に努めることとしますが、それでも不明の場合は登記簿の地目で判断することとなります。

### III 参 考 资 料

**【注意】**

調査年の翌々年7月末の確認終了、9月末の公表に向け、農業委員会、都道府県、地方農政局等は調査年翌年の報告期限を守ることを。

## 農地の権利移動・借賃等調査の流れ











# 農地の権利移動・借賃等調査 入力コード表 1

## 【様式 1】耕作目的の権利の設定・移転等（1）

ア	様式	コード	1
	耕作目的の権利の設定・移転等		
イ	調査年		
ウ	都道府県		
エ	振興局・郡等		
オ	市区町村		
カ	適用法令	コード	
	農地法第3条（許可）	1	
	農地法第3条（届出）中間管理機構・円滑化団体の取得	2	
	農地法第3条の3（相続等による権利移動）	3	
	農地法第37～40条（遊休農地に対する農地中間管理権の設定）	4	
	農地法第41条（遊休農地を利用する権利の設定）	5	
	基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）	6	
	機構法第18条5項（農用地利用配分計画の公告）	7	
	農地法第43条（農作物栽培高度化施設の届出）	8	
	機構法第19条の2（農用地利用集積計画による一括権利設定（機構へ集積））	40	
	機構法第19条の2（農用地利用集積計画による一括権利設定（機構から転貸））	41	

キ	整理番号	ケ	譲受人(借人)	ク	譲渡人(貸人)

(注) 1件の事案を同一の整理番号で整理します。なお、整理番号は適用法令（各コード）ごとに付けます。

(注) 年月日をドットで区切ります。  
 例：平成30年4月1日 (2018年4月1日) の場合  
 「30.4.1」又は「2018.4.1」と入力します。

(注) ウ、エ、オは統計に用いる標準地域コードを入力します。

サ	権利の種類	コード
	所有権耕作地の所有権移転（有償）	1
	所有権耕作地の所有権移転（無償）	2
	所有権以外耕作地の所有権移転	3
	賃借権設定（通年・期間借地）	4
	<del>賃借権設定（期間借地）</del>	5
	賃借権の移転	6
	使用貸借による権利設定（通年・期間借地）	7
	<del>使用貸借による権利設定（期間借地）</del>	8
	使用貸借による権利移転	9
	地上権・永小作権・質権の設定・移転	10
	経営受委託	11
	その他の使用収益を目的とする権利の設定・移転	12

- (注) 1 所有権耕作地とは、耕作の事業を行う者が所有権に基づいて、その事業に供している農地をいいます。
- 2 所有権以外耕作地とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいて、その事業に供している農地をいいます。
- 3 地上権には民法第269条の2第1項の地上権（地下又は空間を目的とする地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利（農地法第3条2項ただし書）は含まれません。
- 4 経営受委託に伴う権利の設定・移転は、その権利形態にかかわらず一括して経営受委託とします。
- 5 農地法第37～40条の遊休農地に対する農地中間管理権は賃借権、第41条の遊休農地を利用する権利はその他の使用収益を目的とする権利とします。

1	農地法第3条2項5号（下限面積）不許可の例外該当の有無	コード
	該当しない	1
	草花等の集約的栽培（施行令第2条3項1号）	2
	あっせんに基づく交換（施行令第2条3項2号）	3
	隣接農地との一体利用（施行令第2条3項3号）	4
	施行令第2条2項各号該当（施行令第2条3項4号）	5

(注) 適用法令が1の場合に入力します。

2	農地法第3条2項1号、2号、4号不許可の例外該当の有無	コード
	該当しない	1
	法人の試験研究等のため（施行令第2条1項1号イ）	2
	地方公共団体による公用、公共用（施行令第2条1項1号ロ）	3
	学校教育、医療、社会福祉法人の施設用（施行令第2条1項1号ハ）	4
	(独)農林水産消費安全技術センター、 <del>(独)種苗管理センター</del> 、(独)家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の施設用	5
	(施行令第2条1項1号ニ)	
	所有権以外耕作地の底地の所有権取得（施行令第2条1項2号）	6
	農協等の農業に必要な施設用（施行令第2条2項1号）	7
	森林組合等の樹苗の採取・育成用（施行令第2条2項2号）	8
	畜産会社の施設用（施行令第2条2項3号）	9
	東日本高速道路(株)等の樹苗の育成用（施行令第2条2項4号）	10

(注) 適用法令が1の場合に入力します。

農地の権利移動・借賃等調査 入力コード表2

【様式1】耕作目的の権利の設定・移転等（2）

3 貸借期間： 始期

4 貸借期間： 終期

(注) 1 始期、終期は、権利の種類が4～12の場合に入力します。  
2 始期、終期は、年月日をドットで区切ります。

例：平成30年4月1日（2018年4月1日）の場合  
-「30.4.1」又は「2018.4.1」と入力します。

5 貸借期間

1年未満	コード	1
1年以上～3年未満		2
3年以上～6年未満		3
6年以上～10年未満		4
10年以上～20年未満		5
20年以上～30年未満		6
30年以上～40年未満		7
40年以上～50年未満		8
50年		9

(注) 入力不要です。

6 個人・法人の別

個人	コード	1
農地所有適格法人		2
農地中間管理機構		3
農地利用集積円滑化団体		4
その他の法人		5

7 法人の形態別

株式会社	コード	1
特例有限会社		2
持分会社(合資・合名・合同)		3
農事組合法人		4
NPO法人		5
農協・農協連合会		6
市町村		7
財団法人・社団法人		8
学校、医療、社会福祉法人		9
その他		10

(注) 個人・法人の別が2～5（法人）の場合に入力します。

8 経営改善計画の認定の有無

有	コード	1
無		2

(注) 特定農業法人は認定農業者とみなします。

9 個人・法人の別

個人	コード	1
農地所有適格法人		2
農地中間管理機構		3
農地利用集積円滑化団体		4
その他の法人		5

権利の設定・移転をする者  
(譲渡人、貸人)

各筆の状況

A 筆通し番号

(注) 1 件の中に複数の筆がある場合、それぞれの筆ごとに筆通し番号を1から順に付けます。

C 大字

D 小字

E 地番

F 土地利用計画の区域区分・地目

農用地	コード	1
地区		2
区域		3
田		4
畑		5
採草放牧地		6
混牧林地		7
開発農用地(未墾地)		8
田		9
畑		10
採草放牧地		11
混牧林地		12
開発農用地(未墾地)		13
田		14
畑		15
採草放牧地		16
混牧林地		17
開発農用地(未墾地)		18
その他		19

G 面積 (㎡)

(注) 小数点以下は四捨五入。

H 賃借料情報区分

(注) 1 農地法第52条の規定により提供する賃借料情報の区分を1～999の範囲で任意に設定します。

2 権利の種類が4～6、10の場合に入力します。

I 借賃等 (百円/10a)

(注) 1 百円未満は四捨五入。  
2 権利の種類が4～6、10の場合に入力します。

# 農地の権利移動・借賃等調査 入力コード表3

## 【様式2】貸借の終了（1）

<b>ア</b>	様式	コード		<b>イ</b>	調査年		
	貸借の終了	2					

<b>ウ</b>	都道府県	<b>エ</b>	振興局・郡等	<b>オ</b>	市区町村

(注) ウ、エ、オは統計に用いる標準地域コードを入力します。

<b>カ</b>	適用法令	コード	
	農地法第3条の2（許可の取消し）	10	
	農地法第18条（許可）	11	
	農地法第18条（通知）	12	
	基盤強化法第20条の2（農用地利用集積計画の取消し）	13	
	利用権の終了（基盤強化法の農用地利用集積計画による）	14	
	貸借の終了（機構法の農用地利用配分計画による）	15	

<b>キ</b>	整理番号	<b>ク</b>	許可・受理・協議・公告等年月日	<b>ケ</b>	譲受人(借人)	<b>コ</b>	譲渡人(貸人)

(注) 1 1件の事案を同一の整理番号で整理します。なお、整理番号は適用法令（各コード）ごとに付けます。

(注) 1 年月日をドットで区切ります。  
 例：平成30年4月1日（2018年4月1日）の場合  
 「30.4.1」又は「2018.4.1」と入力します。

2 適用法令が14、15の場合は、権利の終了日とします。

権利の種類	コード
農地法等による貸借	21
農地法等による使用貸借	22
基盤強化法による貸借	23
基盤強化法による使用貸借	24
基盤強化法による経営受委託	25
機構法による貸借	26
機構法による使用貸借	27

農地の権利移動・借賃等調査 入力コード表 4

【様式 2】貸借の終了 (2)

〔返還する者 (借人)〕

個人・法人の別	コード
個人	1
農地所有適格法人	2
農地中間管理機構	3
農地利用集積円滑化団体	4
その他の法人	5

〔返還を受ける者 (貸人)〕

個人・法人の別	コード
個人	1
農地所有適格法人	2
農地中間管理機構	3
農地利用集積円滑化団体	4
その他の法人	5

22 法人の形態別

法人の形態別	コード
株式会社	1
特例有限会社	2
持分会社(合資・合名・合同)	3
農事組合法人	4
NPO法人	5
農協・農協連合会	6
市町村	7
財団法人・社団法人	8
学校、医療、社会福祉法人	9
その他	10

(注) 個人・法人の別が2～5 (法人) の場合に入力します。

24 許可・通知・取消しの根拠条項

許可・通知・取消し	根拠条項	コード
取消し	権利を設定した者の貸借の非解除 (農地法第3条の2・2項1号)	1
	催告を受けた者が非対応 (農地法第3条の2・2項2号)	2
	権利を設定した者の貸借の非解除 (基盤強化法20条の2・2項1号)	3
	催告を受けた者が非対応 (基盤強化法20条の2・2項2号)	4
許可 (農地法第18条)	耕の賃借人の信義違反 (2項1号)	11
	賃借人の耕作相当 (2項3号)	12
	農地法第36条第1項の催告 (2項4号)	13
	農地所有適格法人の失格等 (2項5号)	14
	その他正当事由 (2項6号)	15
	かい廃目的の引き上げ (2項2号)	16
通知 (農地法第18条)	信託財産の解約の申入れ等 (1項1号)	21
	合意解約 (1項2号)	22
	10年以上の定期貸借の更新拒絶 (1項3号)	23
	水田裏作の貸借の更新拒絶 (1項3号)	24
	農地法第3条3項適用貸借解除の届出 (1項4号)	25
	基盤強化法第18条2項6号適用貸借解除の届出 (1項5号)	26
	農地中間管理事業の貸借解除の知事承認 (1項6号)	27

(注) 適用法令が10～13の場合に入力します。

25 基盤強化法による利用権の終了後の農地の状況

基盤強化法により耕作者に利用権設定 (予定含む)	同年中に同一人を相手設定した相手を変更 (翌年に設定する予定 (円滑化団体が管理している場合はここに含む))		コード
	機構が管理	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	1
機構が管理	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	2	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	3	
機構が管理	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	11	
機構が管理	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	12	
所有者が耕作	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	13	
その他 (農地法の許可による貸付け、売却・贈与等)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	14	
不明	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	21	

(注) 適用法令が14の場合に入力します。

26 機構法による貸借の終了後の農地の状況

機構法により耕作者に貸借権設定 (予定含む)	同年中に同一人を相手設定した相手を変更 (翌年に設定する予定 (機構が管理している場合はここに含む))		コード
	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	1
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	2	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	3	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	11	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	12	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	13	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	14	
耕作者に貸借権設定 (予定含む)	耕作者に貸借権設定 (予定含む)	21	

(注) 適用法令が15の場合に入力します。

各筆の状況

A 筆通し番号

C 大字

(注) 1件の中に複数の筆がある場合、それぞれの筆ごとに筆通し番号を1から順に付けます。

D 小字

E 地番

F 土地利用計画の区域区分・地目

土地利用計画の区域区分・地目	コード
農用地区域	1
畑	2
採草放牧地	3
田	6
市街化区域	7
採草放牧地	8
田	11
畑	12
採草放牧地	13

G 面積 (m<sup>2</sup>)

(注) 小数点以下は四捨五入。

農地の権利移動・借賃等調査 入力コード表5

【様式3】農地等の転用（1）

ア	様式	コード
	農地等の転用	3

ウ	都道府県
---	------

エ	振興局・郡等
---	--------

オ	市区町村
---	------

(注) ウ、エ、オは統計に用いる標準地域コードを入力します。

カ	整理番号	コード
適用法令		20
<del>農地法第4条(大臣許可)</del>		21
農地法第4条(知事許可)		22
農地法第4条(指定市町村許可)		23
農地法第4条(届出)		24
<del>農地法第4条8項(大臣協議)</del>		25
農地法第4条8項(知事協議)		26
農地法第4条8項(指定市町村協議)		27
<del>農地法第5条(大臣許可)</del>		28
農地法第5条(知事許可)		29
農地法第5条(指定市町村許可)		30
農地法第5条(届出)		31
<del>農地法第5条4項(大臣協議)</del>		32
農地法第5条4項(知事協議)		33
農地法第5条4項(指定市町村協議)		34
基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)		35
20～34以外の転用等		

キ 整理番号  
 (注) 1件の事案を同一の整理番号で整理します。なお、整理番号は適用法令(各コード)ごとに付けます。

ク	許可・受理・協議・公告等年月日
---	-----------------

(注) 年月日をドットで区切ります。  
 例：平成30年4月1日 (2018年4月1日) の場合  
~~「30.4.1」又は「2018.4.1」と入力します。~~

ケ	譲受人(借人)
---	---------

コ	譲渡人(貸人)
---	---------

サ	権利の種類	コード
	所有権移転(有償)	31
	所有権移転(無償)	32
	賃借権の設定・移転(地上権、その他使用収益権を含む)	33
	使用貸借による権利の設定・移転	34
	権利移動なし	35

農地の権利移動・借賃等調査 入力コード表 6

【様式3】農地等の転用（2）

31	許可・届出・協議・公告と許可除外条項	コード
	許可・届出・協議・公告事案	1
	国の転用（協議に係るものを除く） （法4-1-2、法5-1-1）	2
	都道府県の転用（協議に係るものを除く） （法4-1-2、法5-1-1）	3
	指定市町村の転用（協議に係るものを除く） （法4-1-2、法5-1-1）	4
	特定農山村法・農山漁村活性化法によるもの（法4-1-4・5、法5-1-3・4）	5
	土地収用法等により収用又は使用したもの （法4-1-6、法5-1-5）	6
	2アール未満の農業用施設等（則29-1）	7
	国の貸付・売払に係るもの （則29-2・3、則53-1～3）	8
	土地改良事業によるもの （則29-4、則53-4）	9
	市町村等による道水路、堤防、ため池等 （則29-6、則53-5）	10
	非農地証明・現況証明等によるもの その他 （則29-5・7～10・12～18、則53-6～17）	11 12

32	土地利用計画の区域区分（細区分）	コード
	市街化区域	1
	市街化調整区域	2
	非線引きの用途地域	3
	非線引きの都市計画区域（用途地域を除く）	4
	都市計画区域外	5

33	転用に伴う農用地区域除外	コード
有		1
無		2

34	転用主体	コード
国		1
都道府県		2
市町村		3
独立行政法人（全国規模）		4
都道府県公社等		5
市町村公社等		6
農協		7
1～7以外の法人（耕作の事業を行う法人を除く）		8
農家（耕作の事業を行う法人を含む）		9
一般個人（農家以外）		10

35	用途	コード
農地法に基づく転用（許可を除く）	住宅	1
	農家住宅	2
	一般個人住宅	3
	集団住宅その他	11
	学校的施設	12
	公園・運動場用地	13
	道水路・鉄道用地	14
	官公署・病院等公的施設	21
	工・鉱業（工場）用地	31
	商業・店舗等施設	32
	サービス流通業務等施設	33
	ゴルフ場	34
	その他のレジャー施設	41
	農林漁業用施設	42
駐車場・資材置場	43	
土石等採取用地	44	
再エネ発電設備	45	
その他	51	
植林	61	
その他分類不能・不明	71	
農業用排水施設・農道	72	
畜舎・蚕室・温室	73	
農産物集出荷・加工・貯蔵施設	74	
農機具収納・修理・資材保管施設	75	
その他		

36	一時転用の該当の有無	コード
有		1
無		2

37	農地の区分	コード
農用地区域内の農地（法4-2-1-イ、法5-2-1-イ）		1
集団性（令5-1、令12-1）		11
特定土地改良事業等実施（令5-2、令12-2）		12
高生産力（令5-3、令12-3）		13
市街化調整区域		21
効率的農作業（令6-1、令13-1）		22
特定土地改良事業実施後8年以内（令6-2、令13-2）		31
公共施設等が整備された区域内（令7-1、令14）		32
宅地化の区域内（令7-2、令14）		33
土地区画整理事業等の施行区域内（令7-3、令14）		41
市街地化が見込まれる区域		42
公共施設等の整備状況（令8-1、令15）		51
宅地化の区域内の状況（令8-2、令15）		52
上記以外の農地		53

（注）適用法令が20～22、24～29、31～33の場合に入力します。

38	優良農地の許可判断の根拠	コード
共通	土地収用法による告示	1
農用地区域内	一時的転用地（令4-1-1、令11-1-1）	2
良好な営農条件の農地（令4-1-2、令11-1-2）	農用地利用計画に即した施設	11
	農業振興に資する施設（イ）	21
	市街地での設置が困難等な施設（ロ）	22
	土石等採取・養殖・流通業務・道路管理施設（ハ）	23
	同一事業の拡張施設（ニ）	24
	公益性が高い事業（ホ）	25
	地域整備法等該当の施設（ヘ）	26

（注）農地の区分が1～22の場合に入力します。

各区域区分・地目の状況

B	補助番号	F	土地利用計画の区域区分・地目	コード
（注）1件（同一整理番号）の中に、複数の区域区分・地目がある場合は、補助番号を1から順に付して整理します。（区域区分・地目が1つの場合も1を入力します。）	G	面積（㎡）	農用地区域	1
			畑	2
			採草放牧地	3
			田	6
			畑	7
			採草放牧地	8
			田	11
			畑	12
			採草放牧地	13
			その他	







農地の権利移動・借賃等調査 入力補助表(記入例)

【様式2】貸借の終了

様式	調査年	都道府県	振興局・郡等	市区町村	適用法令	整理番号	許可・等受理・協議 公告等年月日	譲受人(借人)	譲渡人(貸人)	権利の種類	返還する者(借人)		返還を受ける者(貸人)の個人・法人の別	許可・通知・根拠条項の根拠	終了後の農地の状況	基礎強化法による農地の利用状況	貸借の終了後の農地の状況	各筆の状況						地域項目1	地域項目2
											個人・法人の別	法人の形態別						筆通し番号	大字	小字	地番	区域区分・計画地目の別	面積(m <sup>2</sup> )		
ア	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	2	2019	2	200	201	11	2019.2.1	大町一也	小町飛鳥	23	1	1	1	11				1	泉野	中野	4	1	1516		
	2	2019	2	200	201	11	2019.2.2	田中二郎	山田三郎	23	1	1	1	11				1	泉野	中野	5	1	250		
	2	2019	2	200	201	12	2019.2.2	青森四郎	東北忠夫	23	1	1	1	22				1	大谷	上野	1	1	357		
	2	2019	2	200	201	12	2019.2.4	東北太郎	岩手正夫	21	1	1	1	22				1	大谷	下野	2	1	170		
	2	2019	2	200	201	14	2019.2.5	大町一也	小町飛鳥	24	1	1	1					1	小谷	大野	7	2	5502		
	2	2019	2	200	201	14	2019.2.5	小村興産(株)	大町一也	23	2	1	1					1	飛鳥	字	10	2	1010		
	2	2019	2	200	201	15	2019.2.1	小村興産(株)	太田農地中	26	2	1	3					1	小川	小町	30	2	2006		

適用法令毎に1から順番に整理番号を入力します。同一事案において複数筆ある場合でも、整理番号は同一としてください。また、同一整理番号内の調査項目(筆通し番号～面積の各筆の状況は除く)は同一コードとなります。(複数筆は、筆通し番号で整理します。)

同一事案(整理番号)において、  
①1筆のみの場合  
筆通し番号に「1」を入力してください。  
②複数筆ある場合  
筆毎に1から昇順に筆通し番号を入力してください。

1㎡未満については、四捨五入で入力してください。

農地の権利移動・借賃等調査 入力補助表(記入例)

【様式3】農地等の転用

様式	調査年	都道府県	振興局・郡等	市区町村	適用法令	整理番号	許可・等受理・協議 公告年月日	譲受人(借人)	譲渡人(貸人)	権利の種類	許可・届出・協議・公告 と許可除外条項	区域区分(細区分)	転用に伴う農用地区域除外	転用主体	用途	一時転用の該当の有無	農地の区分	許優良農地の 判断の根拠	各区域区分・地目の状況	地域項目	地域項目		
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	31	32	33	34	35	36	37	38	B	F	G	23	24
1	3	200	201	21	2019.1.11	大野一郎	35	1	3	2	9	1	2	1	11	18	19	20	21	22	23	24	
3	2019	2	200	201	21	1	2019.1.11	大野一郎	35	1	3	2	9	1	11	2	11	2	200	1	2	200	
3	2019	2	200	201	21	1	2019.1.11	大野一郎	35	1	3	2	9	1	11	2	11	2	152	2	11	152	
3	2019	2	200	201	21	2	2019.1.12	小野六郎	35	2	2	2	9	2	41	2	41	1	12	200	1	12	200
3	2019	2	200	201	23	1	2019.1.13	小野六郎	35	1	1	2	9	3	2	2	2	7	476	1	7	476	
3	2019	2	200	201	28	1	2019.2.2	(農)中部農中松二朗	32	4	2	8	41	2	51	2	51	1	12	250	1	12	250
3	2019	2	200	201	28	1	2019.2.2	(農)中部農中松二朗	32	2	2	2	2	2	2	2	2	2	108	2	13	108	
3	2019	2	200	201	28	1	2019.2.2	(農)中部農中松二朗	32	4	2	7	44	2	1	11	11	1	100	3	11	100	
3	2019	2	200	201	28	2	2019.2.5	JAやまだ	31	1	1	2	10	31	2	2	2	245	1	1	245		
3	2019	2	200	201	30	1	2019.1.12	小村亨	31	1	1	2	10	31	2	2	2	367	1	7	367		
3	2019	2	200	201	35	1	2019.3.1	〇〇省〇〇事務所	31	2	2	2	1	13	2	2	2	500	1	2	500		
3	2019	2	200	201	35	2	2019.4.1	〇〇県	31	3	1	2	2	13	2	2	2	175	1	6	175		

補助番号が2以上の場合、調査項目31～38は入力不要でも取り込みます。

①4条の場合  
申請者については便宜上、譲受人へ記入してください。  
なお、申請者が複数人いる場合は、うち1名について入力してください。

②5条の場合  
譲受人、譲渡人いずれの欄にも記入してください。  
また、競売等単独申請の場合は便宜上、譲受人へ入力してください。

適用法令毎に1から順番に整理番号を入力します。  
同一事案において区域区分・地目が複数ある場合でも、整理番号は同一としてください。

①複数の区域区分・地目がある場合  
区域区分・地目毎に面積の大きなものから補助番号を「1」から昇順に入力してください。

②区域区分・地目が1つのみ場合  
補助番号「1」を入力してください。